

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
有限会社細谷建材	東茨城郡茨城町駒渡 1 2 5 1	2 - 0 1 8 0 3 8

2 指名停止措置期間 令和4年12月16日～令和5年1月15日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(有)細谷建材及び同社の使用人は、ビル解体撤去工事において、令和3年6月17日、労働者の危険を防止するための措置を講じず、労働者が死亡する労働災害を発生させたとして、令和4年9月8日、労働安全衛生法違反等により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(2)及び別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領>

措 置 要 件	期 間
別表第1 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) (略) (2) 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。 (3), (4) (略)	1か月
別表第2 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2)、(3) (略)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111